

第2 東海・東南海・南海連動地震等への備え

1 電力供給停止への対策

(1) 電力供給停止への対策の教訓

ア 電力の確保

福島第一原子力発電所の事故等により、東京電力の電力供給能力が約 5,200 万 kW から約 3,100 万 kW へ減少したため、電力がひっ迫する事態となった。

このため、1都8県において、3月14日から4月8日まで計画停電が実施され、人命に直結する医療機関や在宅療養患者等への対応など、大きな影響を受けた。

また、一部の浄水所などでは、非常用自家発電設備を備えていなかったために支障を生じる事態となった。

今回の震災により、電力事業者からの電力供給のみに依存した都市のぜい弱性が明らかになったことを踏まえて、施設の条件に応じて発災時の電力確保に向けた多様なエネルギー確保対策を整えておく必要がある。

イ 燃料の安定調達

計画停電により、非常用自家発電設備を設置してある施設等は、本設備を稼働させ対応したが、震災に伴う燃料不足の影響で、燃料調達に支障を来す事態が発生した。

震災直後に宮城、茨城、千葉等の6製油所が稼働を停止し、発災前の約3割に相当する約1,400千B/D（バレルパーデイ：ここでは1日あたりの原油の処理量）の処理能力が失われた。石油事業者は、他地域の製油所の稼働率を上げる等により対応したが、計画停電や道路の通行止め等の影響により、東京都も含め、局地的な燃料の不足が生じた。

全国的な燃料の安定供給を図ることは本来国の責務であるが、今回は消費者の不安を払拭できず、買い急ぎを招く事態となった。

発災時の燃料の確保は、非常用自家発電設備による電力確保の側面からも重要である。そのため、東京都も石油連盟（製造・卸業）及び東京都石油商業組合（小売）等と「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」を締結するなどの対策を進めてきた。

今回の経験を踏まえて、発災時の確実な燃料確保に向けた対策の実効性等について、改めて検討する必要がある。

ウ 事業の継続確保

今回の停電は、情報の不足による混乱はあったものの、計画停電であったことから、事前に準備できる時間があった。

都の事業所などにおいては、事前に対応を検討し、業務の工夫やサービスの精査

を行うことにより対応した。また、都各局、各区市町村等は、計画停電時の注意点等をホームページ等により都民に周知を図り、混乱の防止に努めた。

一方、計画停電により、青梅線の立川以西区間が不通となったため、沿線の都立学校が臨時休校になるなどの影響も生じた。

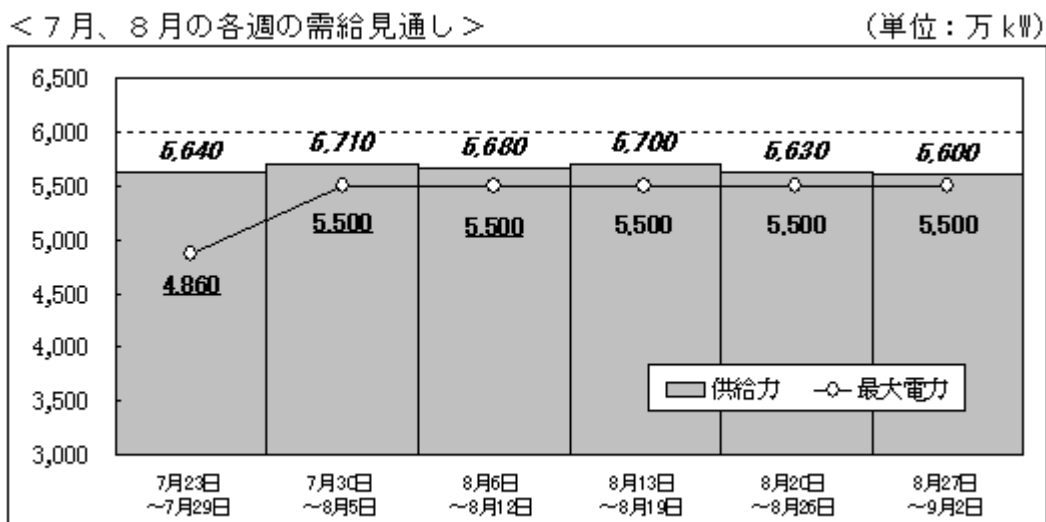
首都直下地震発生の場合と同様に、突発的に電力供給が不安定化する事態に備えて、不測の停電にも充分対応できるよう、今回の経験を活かして、対策を検討することが必要である。

エ 情報連絡体制

3月から4月にかけて実施された計画停電は、直前の計画変更があるなど、東京電力による情報提供が的確に行われず、停電区域や時間等についても、同一の自治体内でも差が生じるなど、自治体、事業者、都民などが混乱した。

さらに、夏の電力需給がひっ迫する事態が予想される中、計画停電が行われるかどうか明らかにされなかった。このため、各自治体や事業者は対応に苦慮した。

首都直下地震発災時の停電などの非常時には、正確な情報提供が重要であり、今回の経験を踏まえて、国や事業者からの情報提供のあり方を見直す必要がある。



※最大電力は、各週の最大需要想定値、供給力は各週の平均値を記載

(平成23年夏の東京電力管内の電力需給 出典：東京電力ホームページ)

エネルギーの多様化等により、電力を確保し、発災後も都市の停滞を回避することが必要

- 電力の確保
発災時の電力確保に向けた対策を整えておくことが必要
- 燃料の安定調達
確実に実効性のある燃料確保に向けた対策の検討が必要
- 事業の継続確保
事業の継続確保等の対策を検討することが必要
- 情報連絡体制
国や事業者からの情報提供のあり方を見直すことが必要